政治団体の異動事項等の公表

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

選挙管理委員会告示

都市計画下水道事業の変更認可

道路の供用開始 道路の区域変更 岐

則

規

目

次

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部

(人事委員会) 一七八

公安委員会規則

を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部

を改正する規則

告

示

地 域 課) 一七九

道 八〇

下

水

道

路

維

持

課) 一七九

二 <u>八</u> (選挙管理委員会) 一八一

二

二

同 同 同 同

資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

発行

資金管理団体の異動事項等の公表 資金管理団体の名称等の公表

平成二十九年三月二十八日

公

開発行為の工事の完了 公共測量の終了

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

(自然環境保全課) 一七八ページ

土地改良区役員の退任及び就任 土地改良区役員の退任及び就任

示

平成二十九年三月二十八日

第

二千八

百

Ξ +

四

号

建 出納管理 築 指 地 導

(可茂農林事務所) 一八八 **〔揖斐農林事務所〕一八七** 課) 一八五 一八四

規則第二十一号)の一部を次のように改正する。岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則(平成二十六年岐阜県人事委員会

別記様式中「(2、3及び5に記入)」を「(2、3及び5に記入)(再度の延長)」

外国滞在事由

を外国滞在事由

以 既に配偶者同行休業 年 月 日から 年 月 日まで をしている期間

年 月 日から 年 月 日まで をしている期間 (当初の配偶者同行休業の期間 年月 日まで

2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。

3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間等)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。

- 4 該当する には、レ印を記入すること。
- 「 2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入 するニノ
- 3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞

在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同

を

4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間等)、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。

5 該当する には、レ印を記入すること

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

布する。 交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公

平成二十九年三月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 古田 善善

伯

岐阜県公安委員会規則第三号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

規則第四号)の一部を次のように改正する。交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和三十四年岐阜県公安委員会

を加え、同表岐阜羽島の部正木同の項中「羽島市正木町大浦」を「羽島市正木町森十四丁目」の下に「、那加官有地無番地(航空自衛隊岐阜基地・陸上自衛隊岐阜駐屯地)」同部鵜沼同の項中「(西斜面を除く。)」を削り、同部那加同の項中「那加土山町一・二別表二の表各務原の部鵜沼西同の項中「、鵜沼字伊木山 (西斜面に限る。)」を削り、

在地同の項中「(鹿野一色を除く。)」を削る。足近町小荒井一~三丁目、足近町南之川、小熊町足近新田」を加え、同表海津の部署所直道、足近町北宿、足近町北宿一~三丁目、足近町市場、足近町南宿、足近町小荒井、丁目」に改め、「正木町須賀池端」の下に「、足近町一~七丁目、足近町坂井、足近町

『、海津町鹿野(鹿野一色に限る。)」を削る。野南四丁目』に改め、同表岐阜羽島の部足近同の項を削り、同表海津の部東江同の項中別表三の表岐阜中の部日野警察官駐在所の項中「岐阜市日野東一丁目」を「岐阜市日

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

告

示

岐阜県告示第百五十九号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古田

国一道般		類の道 種路								
号四		路								
号四百十七		線								
t		名								
島二五九七番八地先生同 郡同 町三輪宮 町三輪宮		区								
ま学かで前ら	で前 ら字									
B	ή Α	別前変区 後更域								
	· 一六 0	ル) 員 敷地の幅								
11111111111111111111111111111111111111	1110• 六	ル (メート 長								
う分地すば を <u>の</u> る表	-係BA	備								
゚゙゠゚ゕゔ゠゚										
"をのる₹ い区敷ラ	関は反応回関び	考								

後 B

三 聖 二

岐阜県告示第百六十号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田

県道	類の道 種路
垂養	路
井老線	線 名
六三番地先まで 同 郡同 町東神田三丁目一一番一地先から 一番一地先から	区間
六 六 五	ル (延) メ ト 長
元 平 ・ 成 ・ 六	の 供用開始
╤平 三 三 三	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐

阜

県

岐阜県告示第百六十一号

用を開始するので告示する。 **道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供**

維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田

岐阜県告示第百六十二号

画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田

施行者の名称

岐阜市

都市計画事業の種類及び名称

=

岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道

事業施行期間

Ξ

昭和九年七月十七日から

平成三十四年三月三十一日まで

事業地を表示する図面において表示する。

四

事業地

岐阜県告示第百六十三号

計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、関ケ原都市

県道	類の道 種路
海安	路
津八 線	線 名
六番地先まで 同 郡同 町同字鴨喰三六 九番六地先から 安八郡輪之内町里字本戸西七	区間
×≡0• 0	ル (延) メ ー ト長
元 平 元 成 三六	の期日
듩平 □ 成 □=	ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考

(18	81)	平成 29 年	3月 28日	岐	阜	県	公	報			第2	8 3 4号
小倉昌弘をはげます会	板津しげのぶ後援会	段 治 囮 存 の 仇 答	その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体) 国会議員関係政治団体以外の政治団体	一施行者の名称	平成二十九年三月二十八日	計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、輪之内都市	岐阜県告示第百六十四号	事業地を表示する図面において表示する。四 事業地	三 事業施行期間 関ケ原都市計画下水道事業 関ケ原町公共下水道	二都市計画事業の種類及び名称	関ケ原町一施行者の名称	平成二十九年三月二十八日
今四大市	板津重信	代の表氏者名	(外の政治団体)	岐阜県知事古		同条第二項の規定により次のとおり告示する。') 第六十三条第一項の規定により、輪之内都は		Š	1共下水道			岐阜県知事古
今西大市	板津魁	会計責任者 の 氏 名		田		り次のとおり告示規定により、輪之						田
揖斐郡揖斐川町上野 1088 12	各務原市尾崎南町 1 132	生たる事務所の所在地					岐阜県選挙管理委員会告示第二十一号	選業	事業地を表示する図面		平成九年七月四日から	輪之内都市計画下水道事業一 都市計画事業の種類及び名称輪之内町
平成29年 1月23日	平成29年 1月25日	雇用出年月日		委員長大 松利 幸岐阜県選挙管理委員会	·\日	とおり告示する。団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の一政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、政治	/ 第二十一号	選挙管理委員会告示	を表示する図面において表示する。	一日まで	2	『事業・輪之内町特定環境保全公共下水道及び名称

平成29年3月28日

(182)

岐 阜 団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、 岐阜県選挙管理委員会告示第二十二号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、 川崎重工労働組合岐阜支部政治 活動委員会 古田聖人後援会 林としひろ後援会 県民が主人公の岐阜県政をつく る会 きたやみねじ後援会 飯沼満後援会 若園五朗後援会 吉岡けんを育てる会 橋本べんをピッグにする会 日本薬業政治連盟岐阜県支部 すみかわ寿之後援会 岐阜県林業政治連盟 自由民主党糸貫支部 棚橋やすゆき後援会 塓 征 4 存 9 クカ 答 長谷川 审 매 樫 菜 繿 Ш 澎 巡 \vdash 图 震 浅 代表者の氏名 屧 迅 * 驷 \equiv 田 凞 沼 躢 田 御 父 抿 籴 寿 牿 铅 粜 釵 盦 田 霊 忛 浬 黓 抋 雄 ‴ 繿 饆 勉 Y 本 代表者 代表者 代表者 代表者 代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 会計責任者 会計責任者 籴 会計責任者 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 黚 N 盖 # 繿 屈 美津子 岐阜市中鶉3 掌 茶 大垣市林町 6 岐阜市徹明通7 岐阜市敷島町 5 堻 本巣市石原82 审 樫 Ш 尚 虎 震 浅 岐阜市清住町1 その 政治 剾 即 쩲 孄 沼 田 ┢ ┢ 寀 父 Ħ 粜 漸 蠕 Ħ 鉙 粜 異動事項等を次のとおり告示する。 汨 檐 黚 # 迴 本 账 檐 雄 ‴ 擽 80 123 N 平成二十九年三月二十八日 3 ω 24 55 2 臣 缈 마 ÷ 茶 岐阜市日置江1 釆 虎 缌 震 剾 大垣市林町 2 岐阜市敷島町 5 岐阜市徹明通7 本巣市早野42 鯸 洸 沼 繿 凞 +田 ₭ 平成29年 1月10日 世 祥 쌈 1 浬 蠕 断 鄹 與 芨 N 充 滔 肥 黑 N 温 祟 亩 49 3 G ω 703 岐阜県選挙管理委員会 平成28年 10月27日 平成28年 10月1日 平成29年 1月16日 平成28年 5月25日 平成28年 9月2日 平成29年 1月6日 平成29年 1月31日 平成28年 5月31日 平成28年 10月1日 平成29年 1月1日 平成28年 9月1日 平成28年 12**月**15日 異年 委員長 **2成**29年 | 月13日 '成29年 月5日 回 专用 大 松 利 幸

岐 治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告 等を次のとおり告示する。 岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号 金管理団体指定届が提出されたので、 岐阜県選挙管理委員会告示第二十三号 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第二項の規定により、資 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、 届者 ふせもと子と歩む会 小沢建男後援会 平野ともひさ管理団体 橋本べん後援会 風の歌を聴く会 大がねやすのりを育てる会 平成二十九年三月二十八日 盟出をした 質の 氏 名 攻 征 4 於 存 韗 9 9 槒 伽 杠 袮 資合 御 同法第十九条の二第一項の規定により、その名称 佑 书 劉 쌾 **>** E 胍 9 示 畑 墠 絔 田 \equiv 光 田 4 珉 表 岐阜県選挙管理委員会 存 쌣 縆 鄹 櫃 建 懊 の称 委員長 仂 ₩ $^{+}$ 久 M 믜 肥 主たる事務所の 所 在 地 会計責任者 久保田 火 书 **>** 쌾 +9 包 大 빡 即 罩 繿 \equiv 孄 珉 冿 喜美子 张 雕 楩 浬 用 松 クカ 妣 瘕 器 쁴 靉 4 代民 利 土岐市泉が丘町 4 岐阜市黒野184 揖斐郡揖斐川町三輪952 大垣市平町527 恵那市明智町大田960 羽属市新生町3 表 ₩ 妝 た 摐 幸 6谷 ØЛ Ξ 政 # 貉 佳以子 爬 ń 示する。 により、その異動事項等を次のとおり告示する。 岐阜県選挙管理委員会告示第二十五号 278 9 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第三号の規定によ 齟続 46 資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、 平成二十九年三月二十八日 平成二十九年三月二十八日 严 6 在 保之 书 平成28年 12月31日 平成28年 12月31日 平成28年 12月31日 平成28年 12月31日 平成28年 12月31日 岐阜市長 解件 쏫 回 數日 ♪ 政党又は政党の支部の場合との首の表示 鄙 4 齟橋やずゆき後援 偢 当該政党の支部を支部とする を支部とする 段 党 の 名 巻 岐阜県選挙管理委員会 岐阜県選挙管理委員会 委員長 委員長 岐阜市清油町1 24 同法第十九条の二第一項の規定 一以上の市町村の区 域等を単位として設 けらわる支部の表示 大 大 松 松 利 利 余之 幸 幸

第28	3 4号			岐	阜	県	公	報		平成	29 年3 人]28日	(184)
平成二六・ 三・二八 三号の三五 三号の三五	番号及び年月日開発許可(変更許可)	測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条公共測量の終了	公	书 野 亩 ′ , 井野 C t	田をした者の名			平成二十九年三月二十八日	定により、その名称等を次のとおり告示する。り、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第二号の規定によ = ! ! ! ? ! ***************************		橋本 勉 橋本へんをピッグにする会	澄川 寿之 きみかわ寿之 後援会	届出をした 資金管理団体 者の氏名 の 名 称
六八筆 羽島市上中町長	地域の名称の名称	第百八十八号)第	示	土地へもぐの直発区で				日	とおり告示する。た旨の届が提出さ	三年法律第百九十	二 十 六 号	主たる事務 所の所在地	主たる事務 所の所在地	料動事項
六八筆 羽島市上中町長間字沼二五二五番一外	は工区に含まれ	売三十九条において#			9 加	F))	委員長 大 松岐阜県選挙管理委員会		uれたので、同法第H	-四号) 第十九条第三		大垣市林町 6 80 55	岐阜市中鶉3 12 3 2	難
道路	種類 総設の	年用する同法第十四		12月31日	でなくなった年月日 平成28年	資金管理団体	松利幸		同法第十九条の二第一項の規	三項第二号の規定!	'	大垣市林町 2 49 703	岐阜市日置江 1 5	亩
による解発登録簿	域 位置 公共 施設 区 の	条 		第三			四		=	=				同第
代表取締役 墨 和 キスミ株式会社 愛知県一宮市奥町字劒光寺三一番地	開発許可を受けた者の住所及び氏名		平成二十ナ年三月二十八日		次の開発行為に関する工事が完了したので、開発行為の工事の完了		岐阜市 作業地域	平成二十九年三月八日まで、平成二十八年十月十七日から		作業種類	枝 皇市 作業機関		平成二十九年三月二十八日	同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、
幸	名		岐阜県知事。 古田 筆		都市計画法(昭和四十三年法律第百号)							岐阜県知事 古田 筆		第三項の規定により公示する。 共 測量を終了した旨の通知があったので、

要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。 第百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を知事に提出して、 次の

- について未納の徴収金 (徴収猶予に係るものを除く。) がないこと。 **「証紙に代えて現金で納付される県税を含む。) のうち自動車税以外のものを除く。) 県税 (個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税**
- の税額 (徴収猶予に係るものを除く。) がないこと。 県内に主たる営業所を有する者にあっては、消費税及び地方消費税について未納
- 3 ることとされる更生事件に係るものを含む。) を受けていること。 の規定による更生計画認可の決定(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によ のを含む。) があった者にあっては、同法第百九十九条第一項又は第二百条第一項 (同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るも 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第十七条の更生手続開始の申立て
- てがあった者にあっては、同法第百七十四条第一項又は第百七十四条の二第一項の 規定による再生計画認可の決定を受けていること。 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 第二十一条の再生手続開始の申立
- 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- 6 の規定による許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の審査を受け 建設工事の請負にあっては、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項
- 7 項の規定による登録を受けていること。 測量の請負にあっては、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第五十五条第
- 8 条第一項の規定による登録を受けていること又は建築設備に関する知識及び技能の 具格を有すると認められること。 建築設計の請負にあっては、建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第二十三
- ば営むことができない業に係る請負にあっては、当該許可、認可、登録等を受けて 前三号に掲げるもののほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなけれ
- 七百十八号) 第二条第一項の規定による登録を受けていること。 地質調査の請負にあっては、地質調査業者登録規程 (昭和五十二年建設省告示第
- |年建設省告示第七百十七号) 第二条第一項の規定による登録を受けていること。 建設コンサルタントの請負にあっては、建設コンサルタント登録規程(昭和五十

九年建設省告示第千三百四十一号) 第二条第一項の規定による登録を受けているこ 補償コンサルタントの請負にあっては、補償コンサルタント登録規程 (昭和五十

12

- 勤の技術職員を五名以上雇用していること。 有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常 森林整備業務の請負にあっては、次の①から④までのうち、いずれかの資格等を

又は林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した 林業技士養成事業実施要領(昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達)

(2)

- 次官通達)により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐 阜県知事が認定した者 林業後継者育成対策等事業実施要領 (昭和五十八年四月四日付け農林水産事務 青年林業士(育成部門又は素材生産部門に限る。
- 通達)又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領(平成十七年三月三十日付 林業担い手育成確保対策事業の実施について(平成十年四月八日付け林野庁長官 **け林野庁長官通達)により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定** 林業担い手育成強化対策実施要領(平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達)、 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士 林業労働力対策実施要領(昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達)、
- 簿に登録された者 (平成八年農林水産省令第二十五号) に基づき農林水産省が備える研修修了者名 フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に登載されている期間です。

要件を欠いたときになされます。 ていると認められたときになされ、名簿からの抹消は当該各号に掲げるいずれかの 名簿への登載は三の規定による審査の結果三の各号に掲げる全ての要件を満たし

件の買入れその他の契約に係る名簿については平成三十二年三月三十一日をもって、 の請負に係る名簿については平成三十一年三月三十一日をもって、製造の請負、 業務の請負に係る名簿については平成三十年三月三十一日をもって、森林整備業務 それぞれ失効します。 なお、 測量、 建築設計、 地質調査、建設コンサルタント及び補償コンサルタント 物

2

改めて名簿に登載されなければなりません。 有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前又は満了と同時に、

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

級区分 (建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき、別に定める基準 に従って定められるものをいう。) は、次のとおりです。 二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等

予定価	格	等級区分
四千万円以上		Α
千五百万円以上四千万円未満		В
千五百万円未満		С

2 整築 | 式工事

岐

二千五百万円未満 B A 五千万円以上五千万円未満 B	予	定	価	格	等級区分
五千万円未満	五千万円以上				A
	二千五百万円以上	五千万円未満			В
	二千五百万円未満	,-			С

3 電気工事及び管工事

(187)

予
定
価
格
等級区分

二千万円以上	Α
六百万円以上二千万円未満	В
六百万円未満	С

資格に関する文書の入手方法

六

資格に関する事務の担当課及び資格に関する文書を入手するためのホームページア

- ドレスは、次のとおりです。
- 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び建築

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市薮田南二丁目一番一号

設計の請負

岐阜県県土整備部技術検査課建設業係

電話番号 〇五八 二七二 八五〇四

ホームページアドレス http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/

nyusatsu/11656/simeinegai.html

森林整備業務の請負

2 〒五〇〇 八五七〇 岐阜市籔田南二丁目一番一号

岐阜県林政部治山課治山係

電話番号 〇五八二七二 八五二六

ホームページアドレス http://www.kyoushin.crcr.or.jp/

製造の請負、物件の買入れその他の契約

3

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市薮田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

〇五八 二七二 八七一五

ホームページアドレス http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/

nyusatsu-sanka/11113/index_6831.html

土地改良区役員の退任及び就任

定により公示する。 とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次の

	第2	8 3 4 특	3						岐		阜	県		公	報			平成2	29年	3月 2	8日	(188)
平成二	改土 良 区 名地	退任した役員		平成二	定により公示する。	とおり土地	土地改良	土地				区土 連州合民	-西 地濃 対用 ミ水	改土 良 区 名地	就任した役員			区土連地合改良	西濃川水	改土 良 区 名地	退任した役員			平成二
平成二十九年三月二十八日発行	年退 月 日任	役員		平成二十九年三月二十八日	示する。	とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、	土地改良区役員の退任及び就任				=======================================	·平 .成	年就 月 日任	役員		元 平 一	i	成	年退 月 日任	役員			平成二十九年三月二十八日
十 八 日 発	役 名			十八日		が退任	- 四年法	退任及		同	同	同	理事	役名		同	同	同	理事	役名				干人日
行	氏					及び	律第	び就		富	長	伊	細	氏		田	Щ	細	宗	氏				
						就任.	九	仕		田	澤	藤	野			中	下	野	宮					
						した	五			和		洋	清			郁	紀	孝	孝					
発 発	名		岐			回回	亏 🦟			弘	博	文	行	名		夫	美	雄	生	名			岐	
行 行 所 者 岐	住		岐阜県知事・			届出があっ •	第十八条第-			揖斐郡揖	養老郡養老町宇田	揖斐郡揖斐川町島	揖斐郡揖背	住		養老郡養老町上方	揖斐郡揖斐川町島	揖斐郡揖	揖斐郡揖	住			岐阜県知事・	
岐 阜 県岐阜市薮田南二丁目一番			古田				一六項の規			揖斐郡揖斐川町房島	を町宇田	芝川町島	揖斐郡揖斐川町上三野三一〇番地三			它町上方	芝川町島	揖斐郡揖斐川町上三野	揖斐郡揖斐川町房島一三二六番地一				古田	
阜丁目県二						同条第十七項の規	定によっ			九七三番地一	_	三三五番地一	野三一〇			_	二四一番地一		<u>=</u>					
番 一 一 号			肇			項の				番州	二八五番地	番州	番曲			二八番地	番	二五四番地	番曲				肇	
庁県	所					規	次の			_	地	_	Ξ	所		地	_	地	_	所				
												改可 良児 区土 地	改良区名	土・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									Ē	可 見 記土 地
編												売 平	年	就得									= F	<u>-</u> 平
集 												元 平 ・成 ・	月日	就員任										元平 成 ≅
岐阜市三輪ぶりんとびあ十三			同	監事	同	同	同	同	同	同	同	理事	1	登	Ē	監事	同	同	同	同	同	同	同	理事
輪の			渡	林	玉	小	村	田	大	奥	大	奥	E	₹	大	Щ	大	兼	片	大	髙	淺	奥	Ш
., М			邉		置	池	瀬		澤	村	平	田			平	田	澤	松	畄	平	木	野	田	合
ぴぁ				伍		Ξ	則	憲	正	幸		俊				和		好	正	孝			俊	昭
±			治	彦	裕	Ξ	男	治	幸	美	修	昭	1	Š	儈	Ż	充	美	代	道	久	満	昭	宏
-			丽	丽	丽	丽	丽	可	豆	丽	豆	回	É	È	可	回	回	豆	丽	回	丽	丽	丽	핂
岐			可児市下恵土	可児市土田	可児市下恵土	可児市谷迫間	可児市土田	可児市今渡	光市品	郡	可児市下恵土	可児市土田			可児市下恵土	可児市今渡	市	可児市土田	可児市今渡	可児市下恵土	郡	可児市下切	可児市土田	可児市下恵土
阜			恵士	亩	恵土	台追	亩	渡	点	当	恵士	亩			恵	渡	台北	亩	渡	恵土	当	切	亩	恵+
文 芸			_		Τ.	ΙĐĴ			可児市川合北二丁目	可児郡御嵩町伏見	Т.				1	•	可児市川合北二丁目				可児郡御嵩町伏見			_
社					_				自	元						_	目	Ŧ		=	元			_
			ħ	五	Ξ	=	吾	=		— 加	Ξ	<u></u>			Ξ	= +		一一	_ ∓	ğ	_	<u> </u>	<u></u>	_
			九八一番地	五一一〇番地	二三七三番地二	二〇四番地六	五四二七番地	一三八二番地	六五	一四六一番地	三一八七番地	二八一三番地			三一八七番地	二一九〇番地一	六	五二四五番地一	一五七九番地	三〇五九番地二	一〇一七番地	六七四番地	一八一三番地	一〇〇番地四
			番地	番地	地	地六	番地	番地	六五番地	番地	番地	番地	F	沂	番地	地	六番地	地一	番地	地二	番地	番地	番地	地四
L																								